

大学図書館職員（司書）制度の 変遷と課題

——岩猿敏生の論考を中心に——

山 中 康 行

目次

はじめに

1 司書制度問題の変遷

1.1 戦前の大学図書館の司書制度問題

1.2 戦後の大学図書館の司書制度問題

1.2.1 昭和20年代（1945～1954）－日本図書館協会を中心に－

1.2.2 昭和30年代（1955～1964）－全国国立大学図書館長会議を中心に－

1.2.3 昭和40年代（1965～1974）－司書職問題の地平の拡大－

1.2.4 事項別年表

1.2.5 司書制度事項別項目の解説と岩猿の見解－事項別年表の解説

むすび

2 図書館職員の専門性－専門家と専門職－

2.1 わが国における図書館員像の変遷

2.1.1 戦前の図書館職員像

2.1.2 戦後の図書館職員像

2.2 図書館員プロフェッション論

2.3 非専門職と専門職

2.4 図書館員の専門制－図書館職員（司書職）とは何か－

キーワード：岩猿敏生，大学図書館職員，司書制度，図書館史，図書館経営

2.5 専門家と専門職

2.6 専門職の特徴と要件

2.7 専門職（プロフェッション）問題の考察

2.7.1 図書館員は専門職（プロフェッション）でありうるかという問題

2.7.2 図書館員が専門職（プロフェッション）でありうるとするならば

2.7.3 専門職（プロフェッション）への道

むすび

はじめに

岩猿敏生は、図書館法公布の年（1950年）に九州大学附属図書館司書官に任官し、1956年に京都大学附属図書館事務長に任官。事務部長を経て、1976年関西大学文学教授、1990年の退職後も在野において図書館学の研究・啓蒙活動を続けるなど図書館界にながく身をおいた。本稿はかれの図書館職員（司書職）の論考を中心に、わが国戦後の大学図書館職員（司書）の変遷と課題について考察するものである。

岩猿は、図書館について「図書館員が活躍する場であると考えます」¹⁾、「人類社会の文化的伝統の基盤となる文献の保存と、時間的空間的に出来る限り広範囲にわたる利用が可能に、いかなるシステムを構築していくかは人類文化にとって根本的な問題である」²⁾と述べている。図書館法第2条には、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクレーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人の設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう」となっている。図書館法は「公共図書館についての規定であり、大学図書館については規定がない（司書職が専門職のひとつとして、社会的に認められるまでに至っていない）ために、図書館法で規定する司書の資格が、必ずしも十分に尊重されているとは言い難い」と述べ、その弊害として、「人事

大学図書館職員（司書）制度の変遷と課題

院が行う図書館職員の採用試験の受験資格には、図書館法による司書または司書補の資格は必要となっていない。また、給与法上で、図書館職員が一般事務職員と別わくになっている国立大学では、図書館職員と一般事務職員との間に人事交流が行われることは少ないが、公・私立大学では、図書館職員と一般職員との間に人事交流が行われることがある³⁾ その論拠として、事務長等の上級管理者の司書資格の有無について、文部省大学学術局情報図書館課大学図書館実態調査結果報告（1966年度から1970年度データ）を用いて国公私の大学とも、上級管理者の司書資格無資格者が増大してきていると指摘している。「図書館職員が一つの職種として取り扱われている国立大学のばあいでも、事務長等の上級管理者は、図書館職員のグループに属さないで、一般事務職のグループに属していることが、図書館の上級管理者と一般事務職の上級管理者との交流を容易にしている⁴⁾」と述べている。

1 司書制度問題の変遷

1.1 戦前の大学図書館の司書制度問題

帝国大学附属図書館には、附属図書館長、司書官、司書の制度が官制としてあり、館長、司書官、司書の任用規程も定められていた。館長は「教授助教又ハ司書官ヨリ文部大臣之ヲ補ス」。戦前の公立図書館職員については「図書館令」の中で、「公共図書館ニ館長司書及書記ヲ置クコトヲ得」とあり、「公立図書館職員令」で、任用のための資格及び待遇について定められていた。帝国大学附属図書館、公共図書館ともに、図書館の専門的職員をおくことが、法令的に定められていた。したがって戦前の大学、公共図書館の職員問題は改善運動に集中する⁵⁾。戦前の高等学校、専門学校には、法令上正式の図書館の設置が認められておらず、学内規程として、図書課、または図書係が置かれているにすぎなかった。1924（大正13）年

11月に「全国専門高等学校図書館協議会」が発足し、司書官、司書の設置（司書制度の確立）が大きな運動目標となった⁶⁾。

1.2 戦後の大学図書館の司書制度問題

岩猿は、司書制度問題の展開を戦後の国立大学図書館を中心に、著作「戦後の大学図書館における司書職制度問題に関する史的展望」⁷⁾のなかで三期に分け論じている。岩猿の論考にそって戦後の大学図書館を中心に、司書制度問題を文部省、人事院との経過（司書職の法制化運動の主題・運動の団体主体・運動の経過）をまとめると次のようになる。

1.2.1 昭和20年代（1945～1954）－日本図書館協会を中心に－

昭和20年代 司書制度問題は日本図書館協会中心。図書館法、学校図書館法が制定されたが、大学図書館員については制定されなかったので、司書職の法制化問題は大学図書館だけの問題となった。日本図書館協会の大学図書館部会がとり組む。公私立大学の離脱。法制化問題は「国立大学設置法施行規則」改正が論点になる。国立大学中心の運動になり、全国国立大学図書館長会議が中心の運動になった。

(1) 昭和24（1949）年8月24日「司書職列職級明細書（最終案）」人事院発表。司書の職列定義「この職列は図書館の運営、管理或いは図書その他の図書館資料の収集、選択、受入、分類、目録の編制、保管、閲覧、レファレンス等の専門業務に関して調査、研究、監督又は実施することを職務とするすべての職務を包含する」。人事院の司書の職列案は、直接対象になるのが、国家公務員である図書館職員。

(2) 昭和31（1956）年3月31日「初任給、昇格、昇給等の実施細則」（人事院）。国立学校で司書、司書補を特殊資格職員としたばあい、その初任給が始めて独自に示された。司書職としての法令上の確立が実現する前

大学図書館職員（司書）制度の変遷と課題

に、実際上の取扱いが先行した。さらに、このように、具体的な処理場の問題に議論が集中していくとともに、図書館職員問題は国公私を通じての問題としての共通基盤を失い、国立大学だけの問題になっていく。必然的に運動は国立大学中心にならざるをえない。国立大学中心の図書館運動ということになると、昭和29年よりスタートした全国国立大学図書館長会議の方が運動しやすいと事になる。国立の館長会議と大学図書館部会の委員会が、「歩調を合わせて共同戦線を張る」といっても、主導権は国立大学に移ることになり、公私を含めた大学図書館全体としての司書職問題に対する取組みは、以後次第に後退していく。

(3) 昭和23（1948）年4月 日本図書館協会「職員の待遇に関する委員会」発足（正式発足 1949.2）

(4) 昭和25（1950）年「図書館法」公布

(5) 昭和28（1953）年「学校図書館法」公布により、公共図書館及び学校図書館には、それぞれ専門的職員が置かれることが法的に明確にされてくると、司書法制化問題は、大学図書館界のみの問題となってしまった。

1.2.2 昭和30年代（1955～1964）－全国国立大学図書館長会議を中心に－

(1) 昭和31（1956）年3月 人事院通達：司書職の法制化実現前に待遇改善が進む。司書職問題への取組み、本質論を抜きにしての、具体的な待遇改善問題に集中。

(2) 昭和33（1958）年5月8日付「人事院任用局長名 文部省人事担当部課長あて通知」で、司書職が試験対象外官職でなくなったが、試験が行われないことについて従来通り選考によって採用し、“その初任給もこれまでの基準表を適用して欲しいと”協議。

(3) 6月13日付 人事院よりの回答「よろしい」と認められた。同時に、

人事院は人事院の認める試験を行って採用するようにして欲しい旨、同時に希望。

(4) 10月 全国国立大学図書館長会議：「司書職の確立のため国立学校設置法施行規則の改訂要望の件について」（近畿地区提案）→ 文部省あて提出。採用試験要項案を示し、意見を徴した。

(5) 昭和35（1960）年1月21日付「国立大学図書館専門職員採用試験要綱」実施。国立大学図書館で職員の採用。個々の大学ごとに、国家公務員採用試験の上、中、初級試験に準じた試験を実施しなければならなくなった。大学の負担大 ① 試験問題の作成（一般教養試験，図書館学の専門試験）② 上，中，初級の試験の実施 ③ 受験者の答案等文部省に提出して認定が必要。

(6) 昭和36年5月 日本学術会議「大学図書館の整備拡充について」総理大臣あて勧告。第3項 職員：「大学図書館の職員数を適切な水準まで増員し、かつ、大学図書館職員としての専門職の制度を確立する措置を講ずること」。図書館職員について、「専門的に訓練された図書館職員を、一般事務職員と区別し、特殊職員（例えば教官職に準じた職種）として、待遇の向上を図るべきである」と述べている。全国国立大学図書館長会議の動き ①「国立学校設置法施行規則」を改訂し司書制度の確立をはかる。②「司書制度の法的確立」についてははっきりしている。司書の待遇改善問題：館長会議では、協会の委員会でも出された意見：①司書は、研究職 or 教官職 or 技術職 or 教務職なのか ② 現職者の扱い如何：法令上の司書として別枠にする割合、基準の決定方法。具体的な案の提出、意見の一致もなかった。このことが、文部省担当課長との議論で「このあいまいさ」を指摘される。館長会議側も、それらをあいまいにして、「早急に司書制度を確立し、待遇改善の実を挙げるよう」（昭和36年度第8次全国大学図書館長会議要望書）と、要望しているだけである⁸⁾。

大学図書館職員（司書）制度の変遷と課題

(7) 昭和36（1961）年6月全国図書館大会大学図書館部会：大学図書館に関する改善総合委員会」を設置。① 司書職の法制上の明確化を図る。大学図書館における司書資格の検討 ② 大学図書館法案の作成。大学図書館は十分な法的裏付けをもたないことが、大学図書館の発展を阻害している。大学図書館部会：消極的な意見。私大は、「法で拘束されるのをきらう」傾向がある。他の法令との関係も十分考慮する必要あり。→ 委員会草案はそのままだ終わってしまった。大学図書館問題を学術会議でも検討してもらうよう運動を進める。

(8) 昭和36（1961）年11月全国図書館大会大学図書館部会「大学図書館改善総合委員会」を設置。昭和37（1962）年3月から活動開始。岩猿が委員長を委嘱された。課題：大学図書館の経営目的達成のために、司書職が専門職として確立されることが必要であることを明らかにすることに努める。国立大学における現行の採用試験制度の問題点については改正方法について検討中であった。昭和39（1964）年1月18日から、「国立学校図書専門職員採用試験」が人事院の直接行なう公務員試験のひとつとして実施。大学図書館改善総合委員会の試験制度と同一になった。

1.2.3 昭和40年代（1965～1974）－司書職問題の地平の拡大－

(1) 昭和39（1964）年5月 第11次館長会議が「司書職制度に関する特別委員会」を設置。司書職問題に、根本的な検討を加える必要にせまられていた。職員問題に対する外的条件の職員問題に対する外的条件の変化。

- ① 日本学術会議：大学図書館における専門職制度の確立要求。② 国立大学図書館の図書館職員の採用、39年から正式に人事院の行う採用試験によることになった。委員会の目的：①在来の諸研究を土台として、司書制度を確立するために、必要な法制上の検討をなすこと。→ すでに検討済
② 大学図書館の実態に即して、大学図書館司書職を専門職として確立す

るために必要な基礎的研究をすること。→ 司書職制の確立のため基礎的研究 → 大学図書館の分析 → 昭和43年2月「大学図書館の業務分析」原稿とりまとめ

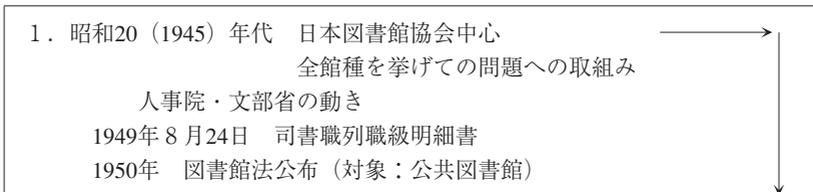
(2) 6月司書職制度に関する特別委員会報告書『大学図書館の業務分析』発行。

委員会が基礎的研究として業務分析に取り組むにいたった理由：司書職の法制化がなお実現しないのは、「司書職の専門性を明確にとらえる資料に乏しいこと、司書職の職務の内容についての理解が一般に欠けていること、司書職当事者が現におかれている事情が実にさまざまであることなど、いろいろの理由があるように思われる。本委員会が、作業の主力を司書職の専門性の明確化におき、大学図書館の業務分析の成果に努力することとなったゆえんもここにある」⁹⁾と述べている。

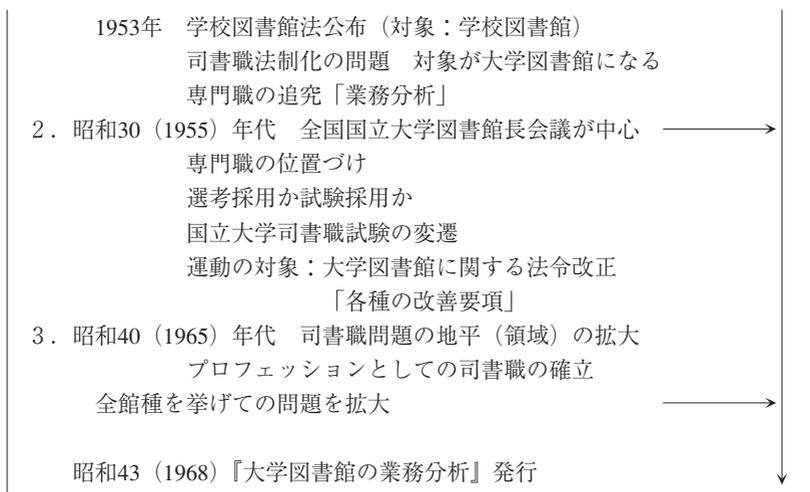
(3) 昭和39(1964)年6月12日付館長会議(国立大学協会)は、日本学術会議に要望書提出：第4項「司書制度の確立について」

(4) 昭和39(1964)年11月17日付日本学術会議「大学における図書館の近代化について」：総理大臣に勧告。要望：大学図書館の近代化第3要望では、「学術情報処理の学理と技術を大学図書館運営において活用する専門職員を養成、確保するため、情報科学の振興、専門職制の確立、専門職員の待遇改善等、所要の措置を講ずること」。以上の論考を図示したのが図表1である。

図表1 司書職問題の展開 活動主体・活動目的・活動状況



大学図書館職員（司書）制度の変遷と課題



1.2.4 事項別年表

岩猿敏生の司書制度に関する論文を図表2で示した。

図表2 岩猿敏生戦後の司書制度関係論文一覧

1. 「大学図書館改善総合委員会報告」『図書館雑誌』Vol. 57, No. 8, 1963.8, p. 388-390.
2. 『大学図書館の業務分析』全国国立大学図書館長会議 1968.6.5 p. 207
3. 「大学図書館の問題点」（論調）『図書館界』Vol. 20, No. 3, 1968.9, p. 77
4. 「大学図書館の管理運営について」（大学図書館のサービス改善（特集））『学術月報』Vol. 22, No. 11, 1970.2, 1970.2, p. 9-14.
5. 「大学図書館の職員制度」（大学図書館の諸問題（特集））『図書館学会年報』Vol. 17, No. 2, 1972.2, p. 1-8.
6. 「大学図書館職員のあり方」『中国四国地区大学図書館協議会誌』No. 14, 1972.2, p. 9-10.
7. 「戦後の大学図書館における職員の問題－司書職制度確立運動を中心として－」『大学図書館の管理運営：第2回日米大学図書館会議応募論文集』大学図書館国際連絡委員会, 1972.7, p. 63-72.

8. 「戦前のわが国における図書館員問題の展開（付）竹林熊彦先生をしのんで」『芸亭』（天理大学図書館学研究室年報）No. 12, 1972.8, p. 5-21.
9. 「アメリカの大学図書館における academic status の問題」『大学図書館研究』（国立大学図書館協議会）No. 1, 1972.12, p. 3-12.
10. 「日本の大学図書館における職員問題」『大学図書館研究』No. 2, 1973.8, p. 82-87.
11. 「日本の大学図書館における職員問題」『第2回日米大学図書館会議報告書：70年代の大学図書館』大学図書館国際連絡委員会, 1974.3, p. 79-88.
12. 「戦後の大学図書館における司書職制度問題に関する史的展望」『大学図書館研究』No. 11, 1977.10, p. 63-74.
13. 「専門職員としての大学図書館職員」『大学図書館職員講習会テキスト（昭和52年度）』文部省学術国際局編・発行 1977, p. 23-25.
14. 「書誌学・図書館学・図書館学」『ビブリア』（開館五十周年記念特集号）No. 75, 1980.10, p. 452-461.

岩猿の関係論文14点（図表2）の重複部分を整理し時系列にしたのが図表3である。

図表3 司書制度問題の変遷－戦後の国立大学図書館中心－

西暦（和暦）年	事 項	摘 要
1899（明治32）年	図書館令	公立図書館ニハ館長及書記ヲ置キ地方長官之を任免ス
1906（明治39）年	図書館令改正	公立図書館ニ館長司書及書記ヲ置クコトヲ得
1908（明治41）年	6月 東京帝国大学・京都帝国大学に司書官・司書 発令	
1946（昭和21）年	4月 共通の帝国大学令制交付 11月 新憲法公布	職種の変更（総長，教授，助教授，書記官，事務官，司書官，書記，司書 → 文部教官，文部事務官，技官）。司書官，司書の職種が消滅（解説1）
1947（昭和22）年	3月29日 教育基本法，学校教育法公布 6月 「大学図書館基準」大学基準協会が発表	「帝国大学令」の一部改正→「帝国大学」は「国立総合大学」に改正

大学図書館職員（司書）制度の変遷と課題

	9月30日 大学令の廃止	
1949（昭和24）年	2月 日本図書館協会 待遇改善委員会 発足（解説2） 3月12日 全日本図書館組合 結成（解説3） 5月31日 国立学校設置法公布（大学令及び帝国大学令消滅） 6月 大学図書館部会設立（日本図書館協会内） 8月24日 司書職列職級明細書（最終案） 人事院発表（解説4）	職員組合的な活動が中心、1949年7月「人事管理委員会」と改称 帝国大学令廃止 国立新制大学70校発足。司書官、司書廃止 図書館で働く者は事務官（事務職員）
1950（昭和25）年	4月30日 図書館法公布（司書・司書補）	公共図書館の新しい司書職制度の発足。公共図書館においては、司書、司書補が法律上明文化された。「専門的職員」として、司書及び司書補をおくことが明記された。（解説5） 国立大学の図書館員は、人事院の競争試験によらず、有資格者から選考採用できることになった。図書館法上の司書・司書補の有資格者をもって補充しようとする官職。
1951（昭和26）年	1月 「司書職専門委員会」発足（日本図書館協会） 人事院との折衝（解説6） 講習による司書養成始まる	司書職列と国立大学図書館の級別の問題が議論
1952（昭和27）年	6月 「大学図書館基準」制定（解説7） 11月 「国立大学図書館改善要項及びその解説」文部省学術局より配布（解説8）	
1953（昭和28）年	6月 「大学図書館職員制度改善促進実行委員会」設置（注9） 7月15日 文部省大学課長と会合（解説10） 8月20日 文部省大学課長と懇談（解説11）	
1954（昭和29）年	10月 全国国立大学図書館長会議発足（解説12）	
1955（昭和30）年	11月10日 人事院事務総長名通知（文部事務次官宛て）	「図書館法第四条に定める司書または司書補を持って補充しようとする官職」は採用に当たって、競争試験を行わない官職であると認めている。

人間文化研究 第11号

	<p>6月 大学図書館職員制度改善促進実行委員会 委員任期終了</p>	<p>(試験対象外官職)。理由：司書職が「特別な知識，能力，技術または経験を必要とする官職」と認められていた。 新委員：国立大学関係者を主として構成（解説13） 委員会の変化：全館種で構成 → 国公私の大学図書館中心 → 国立大学図書館中心。 委員会の目標の変化：「学校図書館法」の改正 → 「国立学校設置法施行規則」の改正</p>
1956（昭和31）年	<p>3月31日 「初任給，昇格，昇給等の実施細則」人事院通達（解説14）</p> <p>4月1日 特殊資格職員初任給基準表に司書・司書補の職種が付け加えられた</p> <p>試験名称の改正 6級職国家公務員採用試験 → 国家公務員採用上級試験</p> <p>10月 全国国立大学図書館長会議（第3次館長会議）</p>	<p>司書職ははじめて給与法上，特殊資格職員として認められた。（特殊資格職員初任給基準表の適用） 職員問題 調査研究を近畿地区に委嘱（近畿地区国公立大学図書館協議会） 司書職：従来通り，国家公務員採用試験対象外 特別な知識・能力・技術または経験を必要とする官職への採用は，選考によって行って差支えなし。そのような官職の一つとして，図書館学に関する知識・能力・技術または経験を必要とする官職があげられている。全国国立大学図書館長会議 文部省に「国立学校設置法施行規則を改正—司書及び司書補を明記する事を要求。（解説15）</p>
1957（昭和32）年	<p>4月1日 給与法改正</p> <p>5月31日付 人事院任用局長名通知（人事院任用局長より文部省人事参事官宛て）</p> <p>8月27日付 人事院任用局長名通知「現に有効な採用候補者名簿の対象</p>	<p>司書・司書補 給与法上一般事務職員とは別—枠の区分「図書館職員」になる。（解説16） 司書職：従来通り，国家公務員採用試験対象外官職。（解説17） 特別な知識・能力・技術または経験を必要とする官職への採用は，選考によって行ってさしつかえなし。そのような官職の一つに，図書館学に関する知識，能力，技術または経験を必要とする官職があげられている。（解説18） 官職の中から図書館学という名辞が文面から省かれる（5月31日付の改）。</p>

大学図書館職員（司書）制度の変遷と課題

	<p>となっていない官職について」</p> <p>10月25日 第4次全国国立大学図書館館長会議 近畿地区より「司書職の確立について」報告</p>	<p>同通達第3項「医学・薬学・特殊教育等の特別な知識・能力・技術または経験を必要とする官職」は選考により採用してさしつかえないとある。われわれ（岩猿と図書館関係者）としては、図書館学はこの「特殊教育等」の「等」の中に含まれているものと解していた。（解説19）</p>
1958（昭和33）年	<p>5月8日 「文部省人事担当部課長宛通知」人事院任用局長名</p> <p>6月 全国図書館大会大学図書館部会「大学図書館司書職に関する調査委員会」設置</p> <p>8月 「大学図書館職員に関する調査委員会」発足 第1回委員会開催委員長岩猿敏生</p> <p>10月29日 第5次全国国立大学図書館長会議</p>	<p>国立大学：司書・司書補の有資格者から自由に選考任用（1950年）が認められなくなった。司書職が試験対象外官職でなくなる。図書館職員は特殊資格職員として、人事院が認めなくなった。司書職も公務員採用試験の対象となる。（解説20）受けるべき試験は未決定</p> <p>「従来どうり選考によって採用しようようにしてほしい」と決議 各方面に要望</p>
1959（昭和34）年	<p>3月31日付 別表十八の中から司書・司書補の初任級基準表が削除</p> <p>6月 全国図書館大会大学図書館部会</p> <p>7月15日付 「附属図書館専門職員の採用について」通知 文部省</p> <p>10月 全国国立大学図書館長会議（解説22）</p>	<p>司書職が試験対象官職になっているにもかかわらず、何の試験も行われない。初任給基準表も削除されて全く宙に浮いてしまった。（解説21）</p> <p>「大学図書館司書職に関する調査委員会」改組・拡大「大学図書館に関する改善総合委員会」設置。</p> <p>検討事項：司書職問題、大学図書館法人事院のいう試験について目下文部省において検討中</p> <p>文部省より試験要項の案が内示</p>
1960（昭和35）年	<p>1月21日 「国立大学図書館専門職員採用試験要綱」実施</p>	<p>各国立大学で採用試験を実施（過渡的方法）。採用しようする各国立大学ごとに、公務員試験の上級、中級、初級に準じた試験を行う。（解説23）</p>
1961（昭和36）年	<p>4月 東大・京大図書館に部課長制導入</p> <p>5月 「大学図書館の整備充実について」日本学術会議 総理大臣に勧</p>	<p>部長2等級、課長3～4等級、</p>

人間文化研究 第11号

	<p>告（解説24） 6月 「大学図書館に関する改善総合委員会」設置</p> <p>11月 全国図書館大会大学図書館部会「大学図書館改善総合委員会」設置</p>	<p>1. 司書職の法制上の明確化を図る。大学図書館における司書資格の検討 2. 大学図書館法案の作成 3. 大学図書館問題をただ館界だけの問題とせず、学術会議の中に持ち込み検討して貰うよう運動を進めること。 （解説25）</p>
1962（昭和37）年	<p>1月 「大学図書館改善総合委員会」発足（解説26） 9月 人事院より「国立大学図書館職員採用試験要項」に対して、改正意見出る。（解説27） 10月10日 国立学校図書館館長会議</p>	<p>委員長：岩猿敏生</p> <p>文部省大学課長から、採用試験要項の改正に関し説明</p>
1964（昭和39）年	<p>1月18日・19日 第1回「国立学校図書館専門職採用試験 人事院によって実施（解説28） 5月 第11次館長会議（全国国立大学図書館長会議委員会会議）「司書職制度に関する特別委員会」設置（解説30） 11月17日付 日本学術会議「大学における図書館の近代化について」総理大臣に勧告（解説31）</p>	<p>国立大学の図書館職員のためだけの採用試験 上級試験（甲・乙）、中級試験（解説29）</p>
1966（昭和41）年	<p>「大学図書館施設計画要項」（解説32）</p>	
1968（昭和43）年	<p>6月 全国国立大学図書館長会議 → 国立大学図書館協議会と改称 6月 『大学図書館の業務分析』出版（原案作成 岩猿敏生）</p>	<p>整備拡充を要する第3点「大学図書館職員としての専門職の制度を確立する措置を講ずること。」</p>
1969（昭和44）年	<p>司書職制度に関する特別委員会 → 司書職制度調査研究班と改称（解説33）</p>	
1972（昭和47）年	<p>「図書館学校教育改善私案」発表 一般の国家公務員採用試験の中に含まれる</p>	<p>日本図書館協会教育会 「図書館学」の試験区分 上級試験のうち（甲）廃止</p>
1974（昭和49）年	<p>11月17日付 日本学術会議「大学における図書館近代化について」総理大臣に勧告（解説34）</p>	

大学図書館職員（司書）制度の変遷と課題

1.2.5 司書制度事項別項目の解説と岩猿の見解－事項別年表の解説

各事項の要点説明と岩猿の見解をまとめると次のようになる。以下の(1～34)の数字は、図表3 司書制度問題の変遷－戦後の国立大学図書館中心－の(解説)内の数字と対応する岩猿の見解を示したものである。

解説1. 明治41年以来図書館の専門職員として官制上認められてきた「図書及び閲覧ニ関スル事務」を所掌する、司書官、司書の職種が図書館法の公布により消滅した。

解説2. 待遇改善の運動の原因：戦後の昭和23年の頃の館界の暗澹たる状況の一つとして、図書館員も戦後のインフレの波にのまれ、生活は困難を極めていた。「図書館人の生活困難のため、転出が多く、質的に低下したこと」を挙げている¹⁰⁾。昭和23(1948)年の大会で決定をみた待遇改善委員会は世話人の手で準備中であったが、2月に正式に成立、活動を開始した。先ず「委員会は全国図書館職員的生活向上を図るため、待遇の実態調査を行う。これによって必要な対策を立て実行に移す」こととした。委員は公共、大学高、特殊等からでてそれぞれの立場で調査を進めた。

解説3. 日本図書館協会と提携して運動推進。司書制度の確立問題は含まれていない。その綱領の一つとして、図書館員の労働条件の改善、社会的地位の向上がうたわれているが、同年(昭和24年)6月に大阪において第1回の大会を開いたほかは、具体的な運動を見ることなく消滅した。消滅の主な原因は、図書館員の雇用の形態が各自治体単位であることにあった。県立図書館員は県で、市立図書館員は市で独自に任免されるので、図書館員の組合的要求はその県や市の職員組合の中において解決されるのが当然であり、これを全国単一組合としての全日図に持ち込んでも、実質的には何

らの力になり得なかった。図書職員の待遇改善の要求の根拠としては、図書職員の業務の特殊性、専門性が必要。待遇改善運動は司書制度確立運動に展開していく必要があった¹¹⁾。

解説4. 24年8月24日「司書職列職級明細書（最終案）」人事院発表：司書の職列定義「この職列は図書館の運営、管理或いは図書その他の図書館資料の収集、選択、受入、分類、目録の編制、保管、閲覧、レファレンス等の専門業務に関して調査、研究、監督又は実施することを職務とするすべての職務を包含する」。図書館の「専門的業務」に関係する職務を司書職列として、一般から独立させようとする考え方がクローズアップされ司書職制度の復活の可能性が大きくふくらんだ。

説明事項注記：館長や館長補佐はこの職列に入るが、図書館の庶務、会計、人事等専門にわたらない図書館業務を職務とする官職は、この職列から排除され、それぞれ関係の職列に包含される。この職列は、1級司書から7級司書まで、その業務内容と責任の程度に応じて分けられ、図書館も蔵書数、職員数、年間利用人員、年間利用冊数によって、A級、B級、C級、の3級に格付けされていた。しかし、この最終案に対しては、低く格付けされることになる新制大学の側に不満が多かった¹²⁾。昭和25年頃から、人事院は国家公務員の全職種について、その官職の格付けをするため「職級明細書」を立案しつつあった。それによれば、大学図書館職員に対しては「司書職列職級明細書」が適用され、一応独立の職種として取り扱われ、1級司書から5級司書にいたる職級が設定されることになっていた。この人事院の立案は、昭和21年の官制の改革により、司書官・司書という図書館業務のための専門職種が認められなくなって以来、その復活を強く要望していた全国

大学図書館職員（司書）制度の変遷と課題

の大学図書館関係者の注目を集めた¹³⁾。その後、司書職列案はついに立消になってしまった¹⁴⁾。

解説5. 大学図書館の司書問題は、日本図書館協会大学図書館部会が担当。大学図書館の司書職問題は大学図書館関係者。学校図書館の司書職問題は学校図書館関係者。館種を越えて、司書職問題に取り組むという館界の姿勢が失われてしまった。司書制度の問題を単に職務と資格を法的に規定するという法制化の問題に限る場合、各館種別に、もっとも手っ取り早い法制化の道を考えることも効果的であろう。しかし、司書職が一つの専門職として社会的に認められるには、館種の差なく、全体としてひとつの専門職能集団として認められることが必要である¹⁵⁾。

解説6. 「図書館雑誌」昭和27年5月号「国家公務員司書職の専門職としての確定」。速報「4月2日の人事審議会会議において、司書職を専門職種として確定することになりました」。この人事院案には、国立国会図書館職員が除かれている。図書館の等級のきめ方、等級ごとの司書の職務内容について館界からの不満強く、結局、この案は実現せず立消えとなってしまった¹⁶⁾。→ 大学図書館界の動き：自力で現在の法令を改正して、司書及び司書補の職種を明記させ、その職務と資格を法的に規定する努力を始めた¹⁷⁾。

解説7. 大学図書館基準：大学基準協会決定。この基準は、大学における図書館の機能の重要性に鑑み、図書館の最低の基準を示すものである。最低の基準：多くの関係者が期待したような、大学図書館のあるべき基準とは縁遠いものであった。専門職としての司書、あるいは専任館長制を原則としてうたっている点など、今後の目標を示す点もないではない¹⁸⁾。

解説8. 中央図書館と部局図書室との関係は、大学図書館行政の中で最も

困難な問題の一つ¹⁹⁾。

- 解説9. 人事院の司書職列案は、直接対象になるのは、国家公務員である図書館職員。そこで、私立大学図書館側では、法的に司書の職種を明確化する方向がとられてきた。昭和28年（6月1日～3日）全国図書館大会大学図書館部会：「学校教育法」第58条第1項に「司書」の名称を加えて、「司書は文献を蒐集し、整理し、運用するための、あらゆる運動を展開する」と改正する件が提案された。「大学図書館職員制度改善促進実行委員会」（国・公・私の委員で構成）設置：大学図書館に於ける専門職員の資格及び地位とを明確にするための、あらゆる運動を展開する。6月24日の会合：運動の対象としては、学校教育法、国立学校設置法、職階制などあるが、国立学校設置法は学校教育法が改正されれば当然改正されるから、学校教育法の改正に集中する。結論として、「学校教育法」58条に「大学には学長、教授、助教授、助手および事務職員を置かなければならぬ」を改正して、助手のつぎに司書及び司書補を加えるべきであるという運動目標が、明確に打ち出された。
- 解説10. 7月15日 文部省大学課長と会合：「学校教育法」の改正について話し合い。大学課長は、「学校教育法は、教育のあり方を中心に定めたものだから、その中に職員としての司書を入れるのはおかしい。これは国立学校設置法施行規則第9条3項に司書を入れればよい。またこれなら改正も容易であろう」という見解を示した。委員会の検討の結果は、学校教育法第58条の改正という目標を変更する必要はない。
- 解説11. 8月20日 文部省大学課長と懇談：文部省大学課長から、職員制度改正に関する案：①「学校教育法」改正、②「国立学校設置法」第6条「国立学校に、附属図書館を置く」に続けて、「大学図書

大学図書館職員（司書）制度の変遷と課題

館には、学校教育法58条でいう職員の中に司書をおかねばならならぬとする方法」③「同法施行規則で職員の内訳を示す方法など、職員制度改正に関するいくつかの方法が提示された。

それとともに、司書の職務内容等について図書館側の研究も期待された。「実行委員会の報告」は、「まず実質を獲得するようにつとめよう。その実質の上にたてば法改正は問題ではない。そのために、人事院に司書職というものを認めさせて、司書職の待遇を教官待遇と同等にさせることが必要である」と、重点のおき方に変化が生じてきたことを推察させる。人事院との折衝は、法改正が困難なため、司書職の法制化よりも、実質的な司書の取扱いの改善に重点が移っていく。

①「国立大学図書館改善要項」（昭和28年）と②私立大学図書館改善要項（昭和31年）。

国立の改善要項では、大学図書館における司書業務は、「不断の学問的研究を必要とする点並びに学生補導の任務を負荷されている意味においてもむしろ教官的な要素を多分に包含して」いることを指摘している。私大の改善要項では、専門職員としての司書及び司書補の資格を詳細に規定して、「専門職員は、その資格に於いても、その職務内容に於いても、他の一般事務職員と全く異なるから、その学内に於ける地位、資格及び給与等の待遇は教授、助教授と同等に考慮されなければならない」と明確に述べている。このように、両改善要項には、アメリカの大学図書館における司書職員に与えられているアカデミック、ステータスの方向が示されているにもかかわらず、30年の国立の館長会議で正式に要望として取りあげられただけで、大学図書館における司書職問題の解決策として、ほとんど考慮が払われなかった²⁰⁾。

- 解説12. この会議ですべての問題が集約され問題の解決が図られていくようになる。
- 解説13. 全国図書館大会大学図書館部会 1955年6月委員会委員任期終了。新選出委員は、司書職問題を法制化という点からアプローチすることは、国立大学図書館に特に関係が深いということで、国立大学関係者を主として構成されることになった。委員会の構成は、当初には全館種を含む委員会から国公私の大学図書館を中心とする委員会へ、さらに、国立大学図書館を中心とする委員会へと、委員会の構成は狭まっていった。それと同時に委員会の目標が変化して、「学校教育法」の改正から、「国立学校設置施行規則」の改正へと焦点がしばられた。昭和29年から国立大学図書館協議会が中心になる²¹⁾。
- 解説14 人事院通達、司書職の法制化実現前に待遇改善が進む。司書職問題への取り組みが、本質論を抜きにしての、具体的な待遇改善問題に集中。国立学校で司書、司書補を特殊資格職員として採用するばあい、その初任給がはじめて独自に示された。司書職としての法令上の確立が実現する前に、実際上の取扱いが先行するのである。さらに、このような、具体的な処理上の問題に議論が集中していくとともに、図書館員問題は国公私を通じての問題としての共通基盤を失い、国立大学だけの問題になっていく。当初図書館員問題に対して、戦後いち早く日本図書館協会に待遇改善委員会が設定されたが、昭和25年には「図書館法」、28年には「学校図書館法」が成立し、公共図書館及び学校図書館には、それぞれ専門的職員がおかれることが法的に明確にされてくるとともに、司書職法制化問題は、大学図書館界のみの問題になってしまった。ところが、「学校教育法」の改正が、実現困難であり、「国立学校

大学図書館職員（司書）制度の変遷と課題

設置法」及び同施行規則の改正に問題の重点が移ると、必然的に運動は国立大学中心にならざるをえない。国立大学中心の図書館運動ということになると、昭和29年よりスタートした全国国立大学図書館長会議の方が運動しやすいと事になる。国立の館長会議と大学図書館部会の委員会が、「歩調を合わせて共同戦線を張る」といっても、主導権は国立大学に移ることになり、公私を含めた大学図書館全体としての司書職問題に対する取組みは、以後次第に後退していくのである²²⁾。

解説15. 不合理的解決（初任給引き揚げ→現職者との給与上の不均衡。初任給だけが特殊資格職員後は事務職員の枠になる。）のため、司書制度の確立が必須。抜本的な検討が必要（司書資格の考え方、何をどう改正するのか）。司書職に関する研究が、近畿地区大学図書館協議会に委嘱された。

解説16. 級別定数上の「図書館職員」になりうる者は、司書、司書補の資格を有し、図書館業務に従事している者、または、これと同等以上の職務に従事していると図書館長が認めたものであること（館長認定の問題）。一般事務職員の中に入るが、俸給の級別定数上では図書館職員の別枠が設けられた。図書館職員は特殊資格職員だと認められて、一般の公務員試験を受けなくてもよい官職。図書館職員の等級区分が、行政職俸給表（-）の8等級から4等級までにされた。図書館職員は役職につかないでも4等級までなれる。村上主任官メモ（文部省人事課の公式記録 昭和32年第31次国立7大学協議会で話された内容。1. 司書業務職員の標準的な職務内容は次に掲げるところによる：国立学校の図書館、図書分館または図書室において司書および司書補の資格を有し、図書館業務に従事している者、またはこれと同等以上の職務に従事している者

と図書館長において認めただけのものに限る。2. 図書館司書業務職員等級区分：行政職（一）4～8等級 これを一般職員、係長と比較したときに、係長行政職（一）5等級～7等級、一般職員行政職（一）6等級～8等級となっており、有利な等級区分とした。3. 等級別資格基準を適用する場合は正規の試験区分欄を適用し、他の一般職員（新たに採用する者）とは明らかに区別されている。

解説17. 1957年5月31日付人事院任用局長より文部省人事参事官宛て通知。特別な知識・能力・技術または経験を必要とする官職への採用は、選考によって行って差支えなし。そのような官職の一つとして、図書館学に関する知識・能力・技術または経験を必要とする官職があげられている。

解説18. 人事院任用局長名通知「下記に該当する官職へは選考によって採用することができます」。図書館学の名辞が省かれた。しかし同通知第3項に、「医学、薬学、特殊教育等の特別な知識、能力、技術または経験を必要とする官職」は選考により採用しても差支えないとあるので、図書館学はこの「特殊教育等」の「等」のなかに含まれると解していた²³⁾。

解説19. このような経過があつて、33年5月には、はっきりと、図書館学に関する知識、能力を必要とする官職は、特殊な資格を必要とするものではなく、国家公務員採用試験の対象官職となつてしまつた²⁴⁾。

解説20. これまで特殊資格職員としてはっきりと認められていた司書・司書補が1年間のうちに、特殊資格職員でないことになつたのか。人事院のこの認定の変更については、われわれはその結果を知らされるだけで、その理由についてはなにならされてない²⁵⁾。

司書資格の特殊性を専門性の観点から、人事院が無視している

大学図書館職員（司書）制度の変遷と課題

のではないかと考えた²⁶⁾。人事院のこの認定の変更理由として、人事院任用局企画課長飯野達郎は、昭和46年に「その経緯は、大分前のことでもあり必ずしも明確にし得ない部分もあって、推測の域を出ないが、図書館学等の講座が相当広く行われ、受講者もまた多くなり、その官職を試験の対象外とすべき程特殊なものとして認めたくなくなってきたためではないかと思われる²⁷⁾」と発言している。このようにして、司書、司書補を国立学校sの図書専門職員として採用するには、国家公務員採用試験の合格者の内から採用しなければならないことになった。

解説21. 5月20日付 文部省と人事院の協議。協議内容：昭和33年5月8日付「人事院任用局長名文部省人事担当部課長あて通知」で、司書職が試験対象外官職でなくなったが、試験が行われないうちについて従来通り選考によって採用し、今までの職員との釣り合いから、従来通り選考によって採用し、またその初任給もこれまでの基準表を適用して欲しい、と協議した。6月13日付人事院回答「よろしい」ということになった。同時に、人事院は人事院の認める試験を行って採用するようにして欲しい旨、同時に希望²⁸⁾がなされた。図書館職員も公務員試験受験が必要になったが、受けるべき試験は未決定の状態であった。

解説22. 10月全国国立大学図書館長会議：「司書職の確立のため国立学校設置法施行規則の改正方要望の件について」（近畿地区提案）文部省あてに要望書を提出。採用試験要項案を示し、意見を徴した²⁹⁾。

解説23. 人事院試験に替わる一時的措置。この試験の合格者は、一般職の上・中・初級職の者と同一の待遇になる。この点に、かえって問題が残ることになる。人事院の承認必要。人事院試験に替わる一

時的措置。採用予定の各大学ごとに図書館職員の採用試験を行う。国立大学図書館で職員の採用：個々の大学ごとに、国家公務員採用試験の上、中、初級試験に準じた試験を実施しなければならなくなった。大学の負担大 ① 試験問題の作成（一般教養試験，図書館学の専門試験）② 上，中，初級の試験の実施 ③ 受験者の答案等文部省に提出して認定が必要³⁰⁾。

解説24. 第3項職員：大学図書館の職員数を適切な水準まで増員し，かつ，大学図書館職員としての専門職の制度を確立する措置を講ずること。図書館職員について，「専門的に訓練された図書館職員を，一般事務職員と区別し，特殊職員（例えば教官職に準じた職種）として，待遇の向上を図るべきである」と述べている。この時期の，全国国立大学図書館長会議の動き：毎年，文部省に要望を続けている。①「国立学校設置法施行規則」を改訂して司書制度の確立をはかる。②「司書制度の法的確立」についてははっきりしている。司書の待遇改善問題：館長会議，協会の委員会からも，具体的な一致した意見は結局出されずに終わっている。出された意見：① 司書は，研究職 or 教官職 or 技術職 or 教務職なのか ② 現職者の扱い如何：法令上の司書として別枠にする割合，基準の決定方法。具体的な案，意見の一致もなかった。このことが，文部省担当課長との議論で「このあいまいさ」を指摘される。館長会議側も，それらをあいまいにして，「早急に司書制度を確立し，待遇改善の実を挙げるよう」（昭和36年度第8次全国大学図書館長会議要望書）と，要望しているだけである³¹⁾。

解説25. 昭和36年6月全国図書館大会大学図書館部会：大学図書館に関する改善総合委員会」設置 ① 司書職の法制上の明確化を図る。大学図書館における司書資格の検討 ② 大学図書館法案の作成。大

大学図書館職員（司書）制度の変遷と課題

学図書館は十分な法的裏付けをもたないことが、大学図書館の発展を阻害している。大学図書館部会：消極的な意見。私大は、「法で拘束されるのをきらう。」傾向がある。他の法令との関係も十分考慮する必要あり。→ 委員会草案はそのままは終わってしまった。大学図書館問題を学術会議でも検討してもらうよう運動を進める。

解説26. 委員構成：国立運動を7名，公立2名，私立6名の計15名。① 司書職の法制上の明確化を図る。大学図書館における図書資格の検討。② 大学図書館法の作成。③ 学術会議への働きかけ：大学図書館問題を，ただ館界だけの問題にせず，学術会議の中に持ち込み検討して貫くよう運動を進める。大学図書館は十分な法的裏付けをもたないことが，大学図書館の発展を阻害している。大学図書館部会：消極的な意見。私大は，「法で拘束されるのをきらう。」傾向がある。他の法令との関係も十分考慮する必要あり。→委員会草案そのままは終わってしまった。大学図書館問題を学術会議でも検討してもらうよう運動を進める³²⁾。

解説27. 昭和36年11月全国図書館大会大学図書館部会「大学図書館改善総合委員会」設置。昭和37年3月から活動開始。岩猿が委員長を委嘱された。課題：大学図書館の経営目的達成のために，司書職が専門職として確立されることが必要であることを明らかにすることに努める。国立大学における現行の採用試験制度の問題点について改正方法について検討中であった。昭和39年1月18日から，「国立学校図書専門職員採用試験」が人事院の直接行なう公務員試験のひとつとして実施。大学図書館改善総合委員会の試験制度と同一になった³³⁾。

解説28. 「大学図書館改善総合委員会報告」³⁴⁾。

解説29. 人事院の直接行なう公務員試験のひとつとして実施されるようになった。大学図書館改善総合委員会が打ち出していた試験制度と、同一になった。以後、国立大学図書館の「図書館職員」として採用しようとする場合、この採用試験の上級甲・乙および中級の試験合格者の中から採用しなければならなくなった。

解説30. 司書職問題に、根本的な検討を加える必要にせまられていた。職員問題に対する外的条件の変化 ① 日本学術会議 大学図書館における専門職制度の確立要求。② 国立大学図書館の図書館職員の採用が39年から正式に人事院の行う採用試験によることになった。委員会の目的：① 在来の諸研究を土台として、司書制度を確立するために、必要な法制上の検討をなすことはすでに検討済。② 大学図書館の実態に即して、大学図書館司書職を専門職として確立するために必要な基礎的研究をすること。→ 司書職制の確立のため基礎的研究 → 大学図書館の分析 → 昭和43年2月「大学図書館の業務分析」委員会が基礎的研究として業務分析に取り組むにいたった理由：「司書職の法制化がなお実現しないのは、「司書職の専門性を明確にとらえる資料に乏しいこと、司書職の職務の内容についての理解が一般に欠けていること、司書職当事者が現におかれている事情が実にさまざまであることなど、いろいろの理由があるように思われる。本委員会が、作業の主力を司書職の専門性の明確化におき、大学図書館の業務分析の成果に努力することとなった所以もここにある³⁵⁾。

解説31. 大学図書館の近代化：第3 要望では、「学術情報処理の学理と技術を大学図書館運営において活用する専門職員を養成、確保するため、情報科学の振興、専門職性の確立、専門職員の待遇改善等、所要の措置を講ずること。

大学図書館職員（司書）制度の変遷と課題

解説32. 大学図書館の機構、機能、任務の分析の上に立って、大学1人当たりに必要な閲覧面積とか、職員一人当たりに必要な事務室面積というような、基本的な量的な基準は発表されていない³⁶⁾。

解説33. 司書職制度調査研究班：昭和45年6月の協議会総会で中間報告を行う。昭和46年6月の総会に「司書官設置に関する報告書」を提出。報告書の内容：大学図書館専門職としての司書官制は、国立大学図書館の6等級在級3年以上の者のうちから、一定の試験合格者をまず3級司書官とし、さらに研修と試験及び業績を考慮して、2級司書官、1級司書官に昇任する。司書官は専門的職位であるが、図書館長には1級司書官である者を以てあて、館長以外の管理的職位には、2級および3級司書官を充てるという案である。この提案に対しては、専門職の中に階層制をもちこむことに対する疑問、反対があり、また、試験をどのように行うのか、具体的な研修をどのようにするかなど、十分に詰められていない点もあるが、大学図書館における司書職問題に対する唯一の具体案として、今後検討に値するものである³⁷⁾。

解説34. 昭和39年6月12日付館長会議：国立大学協会、日本学会会議に要望書提出。第4項に「司書制度の確立について」が記載されている。岩猿は、図書館職員の問題（司書制度の確立）について、論文「大学図書館の管理運営について」³⁸⁾の「2. 人事管理」のところで戦後めまぐるしく変遷をみせた国立大学図書館職員の取扱いについて、年表的に概説し、次のようにまとめている。「このような変遷は、要するに、図書館法上の有資格者であることが、当初国立大学においても、そのまま図書館職員として任用される資格であったのが、結局認められなくなったことである。そのためほかの職種と同様に、国家公務員採用試験の中に加えられたが、

それでもなお、外の一般職とは別に、図書専門職員として独立の試験がおこなわれたのである。これも要するに、図書館職員の身分が法的に確立されていないからである」³⁹⁾。と述べ、さらに論文「戦後の大学図書館における司書職制度問題に関する史的展望」⁴⁰⁾において、「国立国会図書館、公共図書館、学校図書館には、それぞれの法律が定められている。大学図書館だけが、十分な法的裏付けがない。そのことが大学図書館の発展を阻害しているとの考えから、職員問題を含めて、一気に法の力で、大学図書館に関する諸問題の解決を図ろうとするとところから、大学図書館法案は考えられたものである」⁴¹⁾と続けて、「司書制度の確立という運動が、大学図書館界で今日まで続けられてきたが、なかなか実現しない。その最大の原因は、図書館職員の専門性をどのように考えるのかについて、館界においてすら意見の一致がみられないということであろう」⁴²⁾と司書制度確立運動の経過を述べ、司書制度確立を阻止している最大の原因は、図書館職員の専門性の定義が当事者である図書館界で意見の一致がみられていないことにある、と岩猿は指摘している。図書館法では、大学図書館の規定がされていないので、大学図書館職員の身分を法制化により明確化させるため、日本図書館協会の「大学図書館職員制度改善促進実行委員会側が「学校教育法」を改組して実現しようとする運動は、終始一貫しているが、文部省側は、一貫した姿勢が見られない。「学校教育法」よりも、改正の容易な「国立学校設置方施行規則」を改正して、司書の字句を入れることを提案をしたこともある。専門職としての司書職制度の問題について、1945年～1965年は、司書職制度の法的確立運動の時期であったが失敗に終わった。原因として、岩猿は ① 図書館界の外の人たちの図書館員の業務に

大学図書館職員（司書）制度の変遷と課題

対する無理解（館界外の無理解は、図書館員側における資質の低さにも、その原因があった）、② 認識（一般の事務職とは異なる図書館職員（専門的職種）の内容（専門性、専門性を支える技術、根底にあるサイエンス）を館界外に十分納得させうるもの）不足をあげている。注意すべきことは、岩猿が、法制化の失敗の一原因に「図書館員側における資質の低さ」を指摘していることである。1945（昭和20）年代当初は、全館種を挙げての問題への取り組みがあったが、間もなく、大学図書館界だけの問題に狭小化され、30年代は、運動目標を国立大学に関する法令改正にしぼったことにより、さらに国立大学中心へと狭められていった。それが、40年代に入り、プロフェッション（集団）としての司書職の確立という新しい角度がひらけてくるとともに、司書職問題は再びその地平を拡大して、館界外からも注目をあつめるとともに、全館種を挙げての問題へと広がってきた。1964年に、国立大学図書館協議会に「司書に関する特別委員会」が設置された。設置目的の一つに、“図書館司書職を専門職として確立するために必要な基礎的研究をすること”⁴³⁾があり、図書館員の業務を専門職（profession）のひとつとしてとらえ直そうとした大きな転換期であった。「図書館員の業務は単に専門的であるというだけでなく、ひとつのprofessionとして成立するものでなければならないという考え方は、日本においては、この10年ほどの間に、ようやく芽生えてきた」と述べ、日本においては、専門職の成立はアメリカに比べてかなり遅れている理由として、日本の社会が、「タテ割の官僚主義的な組織文化の伝統」⁴⁴⁾の強い事をあげている。

むすび

岩猿は国立大学図書館員制度の変遷—専門職として法制化運動の経過—について述べ、国立大学の図書館員問題は、まだ多く存在しているが、待遇改善は、十分とは言えないまでも改善がはかられつつあるとしながらも、「その改善策がまた新たな問題を生むこともありうる」。例として、「国立大学附属図書館の職制（プロフェッションとしての司書職の中）に、部長、課長という官僚制階層化を持ちこむことじたい、プロフェッションと官僚制という、新しいコンフリクトを生むことになろう」⁴⁵⁾と述べ、国立大学図書館職員の人事管理のあらたな展開を指摘している。

国公立大学における司書職問題を、プロフェッションとしての司書職の確立という新しい角度からとらえ直そうとすると、「問題は日本の図書館界全体の運動になってこなければならない。1970（昭和45）年からスタートした日本図書館協会の「図書館員の問題調査研究委員会」は、図書館員の専門性の問題を中心に討議をすすめ、1974（昭和49）年に、専門性の問題について最終報告を行っている。そして、「職種としての社会的承認をかちえることなくして、一館種だけに専門職としての司書職が確立ことは、ほとんどありえないであろう。したがって館種をこえた共同の取組みがまさに必要なのであり、図書館員の社会的地位の向上も、この過程でのみ実る」⁴⁶⁾と司書職専門職の確立には、図書館界全体としての取組みの重要性を述べている。

岩猿はまた、「小さな町の図書館から大きな大学図書館や学術研究図書館に働く職員までを、すべて司書という同一の枠でくくってしまおうとすること自体に無理がある。司書職制度確立の問題が長い間行きなやんでいるのは、何もかも司書職一本でくくってしまって、身分的確立を図ろうとするとともに、この問題をむつかしくしている原因のひとつがあるのでは

大学図書館職員（司書）制度の変遷と課題

なかろうか⁴⁷⁾と司書職制度確立運動の問題点を指摘している。

岩猿の研究の対象は、司書職の専門性へと進展する。

2 図書館職員の専門性—専門家と専門職—

2.1 わが国における図書館員像の変遷

2.1.1 戦前の図書館職員像

1908年東京、京都両帝国大学官制の改正により、司書官、司書がおかれた。公立図書館においても、帝国大学図書館においても、司書となりうる者は、“教育又は図書ニ関スル公務ニ従事シタル者”であり、必然的に、司書は教職経験者が多く、図書館員も教職者、社会教育に従う者と考え（図書館員教育者論・図書館員がイコール教育者）、待遇も教員同様に在るべきというのが、戦前における運動目標であった。図書館員は、教師から転職した例が非常に多かったためである。戦前において、日本の図書館職員が専門職能集団として成立しなかった理由として、岩猿は、「適切な教育機関がなかったこと、図書館職員養成の基盤となる図書館学が不充分であったことにより、図書館業務が十分な訓練を経ない、いわば素人集団で支えられていた。このようなもとは、図書館業務の専門性は主張できても、図書館職員の専門集団としてひとつの専門職（プロフェッション）とはなりえなかった。図書館職員にも専門職集団としての意識も開花しなかった。戦前におけるもっとも開明的な図書館学者であった竹林熊彦でも“図書館員を第一義的に技術員である事に軍配をあげざるを得ない”と述べていることをあげて、竹林ですら、図書員の専門職制をたんに技術者としてとらえているに過ぎない」と述べている⁴⁸⁾。

2.1.2 戦後の図書館員像

敗戦により、アメリカの民主主義が導入されると同時に、アメリカ図書

館学が一気に導入され、人文科学的図書館学から社会科学的図書館学への変化を図書館界にもたらした。この影響もあって図書館の社会的役割が再考されることになった。図書館員像は分裂し、「教育者なのか事務員なのかまたは技術者なのかの論」が発生した。終戦の翌年（1946年）6月、文部省から中央図書館長会議に、「図書館法に制定されるべき事項」が提案された。文部省原案の内容では、公立図書館の職員（司書業務）の大半を処理する職員は技官と考えられていた。特別委員会を設けて審議をおこなった中央図書館長会議では、「公立図書館職員の性格は事務官たる外、技官なりや教官なりやの論」等の事項で意見の一致をみなかった。近畿図書館員組合は、1948年に「図書館員は専門的技術家たることを要す」と図書館員が技術家であることを主張した。まだ戦前の整理業務中心の考えが濃厚であったことをうかがわせる。1950年に、「図書館法」制定されたことによりまず公共図書館職員の地位が定められた。1951年には、「学校図書館法」制定が制定され、学校図書館で働く司書概念も規程された。しかし、大学図書館職員だけは、何等定められなかったこともあって、1950年以降、各館種とともに図書館員の問題を考えるようになった。国立大学図書館長会議要望書（1957年）において、司書は“高度の智識と特殊の技術を備えた専門の者”（Librarian = Specialist 論）という専門職であることを主張した。

2.2 図書館員プロフェッション論

戦後には、単なる事務職と考える者は、図書館員と自らを呼び、技術屋職と考える者は、図書館屋と自らを呼ぶことがあった。1960年代以降は図書館員はたんなる事務職でも技術職でもなく一つの profession であるという自覚を持つようになってきている⁴⁹⁾ 1960年代後半から、図書館員問題をプロフェッションという観点（全館種をあげての取り組むべき問題）から

大学図書館職員（司書）制度の変遷と課題

捉え始める。1966年に『図書館雑誌』（60巻）が「図書館員とは何か」について、1年にわたる特集を行なった。1968年発行された『大学図書館の業務分析』の内容は、大学図書館司書職を専門職として確立するために必要な基礎的研究であった。岩猿は「わが国における図書館職員論のなかで、はじめて、大学図書館職員を専門職として、とらえ直そうとする新しい角度が、はっきりと打ち出された」⁵⁰⁾。と述べ、大学図書館職員の専門職運動の転換ととらえている。

1970年「図書館員の問題調査研究委員会」（JLA）スタート。“職種としての社会的承認をかちえることなくして、一館種だけに専門職としての司書職が確立することはほとんどありえないだろう”⁵¹⁾。図書館員問題が各館種ごとにバラバラに取扱われているだけでは、抜本的な解決が困難であり、図書館員問題は総体としてとらえることの必要性が痛感されたことによるものである。

2.3 非専門職と専門職（profession）

岩猿は、非専門職と専門職（profession）を領域の面から、非専門職と専門職を区分し、さらに、専門職（profession）を2区分して、①非専門職（Occupation・単なる職業）②marginal profession ③professionの3区分にしている。「一定の知的教育・訓練を受けた者に独占的なその職業上の活動が許されているものを、一般にprofessionといい、単なる職業＝occupationと区別する。professionはspecialistであるが、specialistはすべてprofessionではない。専門職は、程度の問題であり、現実には流動的でありはっきり区別できない状態である⁵²⁾。「図書館学の成立ということは、図書館員以外のものが、やってもらっては困るという、図書館員が独占せざるをえない分野を開拓するということです。図書館学が学問として成立しえないなら、図書館員は、専門職ではありえないし、また、他の領域と

違った図書館員の独占すべき分野がないなら、図書館員は専門職とはなりえないだろう。図書館員は marginal profession 即ち、非専門職と専門職の中間に甘んじないで、profession を目指す姿勢がたいせつです。図書館員がどうしてもやらなければならない業務分野を明確に示う図書館学を作る必要があります⁵³⁾。図書館職員が専門職となるためには、図書館学の確立が必要であることを岩猿は述べている。

2.4 図書館員の専門性 —図書館職員（司書職）とは何か—

日本図書館協会「図書館員の問題調査研究委員会最終報告」（昭和49年）において、図書館員の専門性の要件として、1. 利用者を知ること 2. 資料を知ること（資料の収集、読書相談、参考業務）3. 利用と資料を結びつけることの3項目をあげている。「プロフェッションとしての司書職の確立ということになれば、司書職の専門性を支える体系的な理論としての図書館学の発達、それに基づく養成機関の充実と高度化、さらに専門職集団としての図書館協会の強化など、解決すべき新たな問題が山積している⁵⁴⁾。

図書館専門職員は、図書館法第4条で「図書館に於かれる専門的職員を司書及び司書補と称する」とのべ、第2項として「司書は図書館の専門的事務に従事する」第3項「司書補は司書の職務を助ける」と規定している。図書館法は公共図書館だけに関するもので、大学図書館は図書館法の適用の範囲外にある。図書館法では、簡単に図書館の専門的事務に従事するものが、司書であるとうたっているだけであるが、それならば、図書館の専門性とはなにかと云うことになる、はっきりしたものが日本ではまったくない。大学図書館における専門的業務は、全国国立大学図書館長会議昭和68年『大学図書館の業務分析』（図書の業務を、専門的業務と非専門的業務に分けている。非専門的業務の要素が多いほど、その職種は専門職制において弱い）で一応明らかになった。しかし、専門的仕事をする専門職

大学図書館職員（司書）制度の変遷と課題

員のあり方について、国立大学だけを考えても、いろいろと変遷してきている⁵⁵⁾。

「一般に、司書職は専門職（profession）である、または、なければならぬと、図書館界では言われている。司書職は専門職として、高い内容をもつべきであるが故に、その高い内容水準を維持するために、法的に職務及び資格が確立されるべきだと考えられるのである。したがって、維持されるべき高い内容水準がなければ、法的確立は無意味である」⁵⁶⁾。

「図書館界の人も、現状のままですぐに立派に専門職として通用するとは思っていない。思っていないが故に、現状の不十分さを克服して、専門職として純化していこうと努力しているのである」⁵⁷⁾と岩猿は述べている。

日本図書館協会図書館員の問題調査研究委員会の定めた司書職の専門性は図表4の通りである⁵⁸⁾。

図表4 司書職の専門性：「図書館員の問題調査研究委員会」（日本図書館協会）

司書職の専門性

- (1) 国民の知る権利にこたえる知的、精神的な活動
- (2) 確立された学問と標準化された技術が存在し、それを習得するためには、長期の専門的教育と訓練が必要
- (3) 個人の専門的判断と責任において仕事をするという職務上の自律性
- (4) 資料をよく知っていること。および資料に対する一定の価値判断能力をもつこと
- (5) 固有の倫理原則を持ち、奉仕の精神で行われ、これに対して高い社会的評価と待遇が与えられる
- (6) 免許、養成などについての自主的規制能力をもち、倫理綱領を実施する総合的な自治組織としての機能団体を形成していること

岩猿は、図書館員の問題調査研究委員会の定めた司書職の専門性について、次のように述べている⁵⁹⁾「司書職固有の専門性というものは、(1)

の国民の知る権利にこたえる知的、精神的な活動、および(4)資料をよく知っていること。および資料に対する一定の価値判断能力をもつことだけになってしまう」と述べ、「(1)の国民の知る権利にこたえる知的、精神的な活動と(4)の資料をよく知っていること。および資料に対する一定の価値判断能力をもつことだけだとしても、今日の社会には、図書館以外にも多くの情報機関があり、情報活動がある。また、資料をよく知っているとか、資料に対する価値判断能力という点においては、司書は到底それぞれの専門分野の研究者にはかなわない。司書に専門職性がありうるとすれば、司書が資料を知っているということには、学者、研究者のそれとは違った知り方がなければならない。」さらに、(4)について、司書の役割について ① 人類のすぐれた精神的遺産である本の番人である。② 図書館の果たす機能の大半は図書そのものの持つ文化価値に負うものであること。③ すぐれた図書評価能力をもとづいて、必要にして価値高いコレクションを構成(図書群を構成(資料の組織化))して世人の信頼に応えることは、司書の作り出すひとつの文化価値である。と述べている。しかし、「資料へのアプローチの道を切りひらく司書の役割は、利用者に感謝はされようが、結局は史料への到達が、この場合、利用者の最終的な関心事である」と見解を示した。結局(1)の、「国民の知る権利にこたえる知的、精神的な活動」が岩猿が主張する司書職の専門性である。

2.5 専門家と専門職

専門家：標準化された技術の上に立つ者。専門職：単に高い技術の上に立つものではない。従来、司書職の専門職制の内容として、分類、目録などの高い技術性がうたわれることが多かった。そこには、標準化された高い技術があるにしても、それが単に技術であるかぎり、それだけでは、専門職制を保証するものではない。専門職は標準化された技術に通ずるだけ

大学図書館職員（司書）制度の変遷と課題

でなく、自らの仕事に潜在的に含まれている問題を他との関わりに中に理解し、その解決に向かう能力を必要とするような人でなければ果たせないような職種である。したがって単に技術だけでことがすむような業務ではない。おびたしい資料の洪水の中から、個性的な「資料群の構成」を行うことも、司書の専門領域であるが、単に資料の僕となるのではなく、資料の含む情報の中から、利用者の状況を理解した上で、尤も適切な情報を提供していくことは、資料に対する深い知識に基づいた、司書のもつ専門職制でなければならない。資料を一定の標準化された技術のもとで取扱う限り、司書は専門家であっても専門職ということはできない。資料及び情報に対する専門的判断の上に立って、図書館活動を展開し、それが社会・文化の発展に貢献していくとき、司書職ははじめて専門職となりうるのである⁶⁰。

2.6 専門職の特徴と要件

岩猿は専門職の特徴について「今日一般に図書館員の職業はプロフェッションである。あるいは、プロフェッションでなければならないと言われている。このような意識が自覚的に現れてくるのは、わが国では戦後の、それも1960年代後半のように思われる。これは、わが国の図書館の歴史における一つの転換点である。（中略）図書館員の業務が、他の研究的、教育的、事務的業務とは異なる一個の専門的業務である。また、無ければならぬという認識は、明治の中期には、わが国の指導的な図書館員の間に、早くもあったようである」⁶¹。

これまで、引用してきた岩猿の専門家と専門職の所論を対比表⁶²にして図表5に示す。

図表5 専門職の特徴・要件－専門家・専門職－ 比較表

	専門家 (specialist) の特徴	専門職 (profession) の特徴・要件	岩猿の専門職 (profession) の特徴・要件
1	単なる技術取得者 標準化された技術の上 に立つ者	学問の上に立つ職業。特殊の 技能を持つ、しかもそれが学 問に根ざしている職業をさす。 学識の上に知的訓練を経た者。 技術を支える深い学問的訓練 あり、その職種独特の標準化 された専門的技術があり、そ の習得には長年月を要すると ともに、その技術の基盤とし て、一つの学問 (図書館学) が存在しなければならない	図書館には、明確な図書館 学はないとしても、図書館 学に関する科学はある
2	非独占 (独占の許可 は無し)	職業上の独占が許可されてい る 一定の知的教育・訓練を受け た者に独占的にその職業上の 活動が許されている	
3	社会的評価：個人の 技術が文化的・社会的 役割において評価 されうる	社会的評価：職能集団の果た す文化的・社会的役割が、社 会的に高く評価されうるもの でなければならない	
4		活動が広く社会に開放されて いること	図書館サービスは全ての 人々に開放されている 利用者の具体的な個別的要 求に基づいて図書館の奉仕 をやっている 図書館は自己的利益を目的 としていない
5		自分の利益を目的にするので はなく、他人の為に仕事をす る 倫理性 (職業倫理) (注1)	利用者のためにサービスを している 倫理性 (職業倫理) (注3)
6	物を生産する職業	人を相手にする職業	
7	個人として、活動。 団体を形成しない?	一つの団体を形成する。一つ の職業が専門職とし、社会的 に承認されるには一つの集団 として、社会的に活躍しなけ ればならない。(注2)	日本にも図書館員の団体は あるが、日本の場合には本 当の意味で専門職の団体には なりえていない。(注4)

大学図書館職員（司書）制度の変遷と課題

注1. 他人のプライバシーを守る制度上の義務・責任がある。専門職として社会から義務を依託されるだけの信頼と、責任をとる事の出来るものが必要。図書館員は利用者の知的権利の社会的保障を果たすべきである。基本的人権の表現の自由を保障。図書館員の倫理：図書館員が専門職であるので倫理規定が必要。知的自由を守るのに必要な倫理が必要になる。

注2. 図書館の専門職の業務は本来、図書館員のみによって、独占されなければならない。このことを、図書館員の団体が宣伝する。図書館員が団体を形成すること。図書館員ができることを自己主張し、メンバーに対して、図書館員団体が教育・訓練し、守るべき倫理規定を宣言することが必要。これが専門職団体の特徴である⁶³⁾。

注3. 人を相手にしている視点から、専門職の必須要件として、職業倫理（図書館員の倫理性）が必要となる。その理由として、岩猿は次のように述べている。

(1)他人のプライバシーを守る制度上の義務・責任。(2)専門職として社会から義務を依託されるだけの信頼と、責任をとる事の出来るものが必要。図書館員は利用者の知的権利の社会的保障を果たすべきである。基本的人権の表現の自由を保障。図書館員の倫理：図書館員が専門職であるので倫理規定が必要。知的自由を守るのに必要な倫理が必要になる。

(3)図書館の専門職の業務は本来、図書館員のみによって、独占されなければならない。このことを、図書館員の団体が宣伝する。(4)図書館員が団体を形成すること。図書館員ができることを自己主張し、メンバーに対して、図書館員団体が教育・訓練し、守るべき倫理規定を宣言することが必要。これが専門職団体の特徴である。基本的人権を守る（遵守する立場）：知る権利、学問の自由、思想の自由、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。なお、1980年「図書館員の倫理綱領」が日本図書館協会総会で採択されている。前文で、この綱領が「図書館の自由に関する宣言」と対を

なし、図書館員が宣言で示された図書館の社会的責任を自覚し、自らの職責を遂行していくための自立的規範であることを明らかにしている⁶⁴⁾。

注4. 岩猿は、日本の図書館協会のあり方についても問題がある⁶⁵⁾。と述べその理由について、「第1に、図書館員の業務を図書館員が独占するというのを、外部に宣伝するのは図書館員の団体でなければなりません。図書館員が団体を形成することは、外部に対し、図書館員は、何々ができると自己主張をし、公言し、社会的に認めさせ、第2に、メンバーに対し、図書館員団体が教育・訓練し、守るべき倫理規定を宣言することが必要です。これが、専門職団体の特徴でありますと説明を加え、わが国の図書館団体には、米国の図書館協会、英国のアソシエーションのような強力な発言力はない」と説明を加えている⁶⁶⁾。「プロフェッションとしての司書職の確立ということになれば、司書職の専門性を支える体系的な理論としての図書館学（司書職の専門性を支える体系的な理論）の発達、それに基づく図書館学に基づく養成機関の充実と高度化、さらに専門職集団としての図書館協会の強化など、解決すべき新たな問題が山積している」⁶⁷⁾。プロフェッションの特徴・要件として、表のうち「専門職の特徴を4つもっている」ので、日本の図書館員は、専門職に向かいつつあるその意味で *marginal profession* であると言っておきましょう⁶⁴⁾と岩猿は述べている⁶⁸⁾。

2.7 専門職（プロフェッション）問題の考察

岩猿は、図書館員問題を専門職（プロフェッション）論からアプローチを試みる場合について、次のように考察している⁶⁹⁾。

2.7.1 図書館員は専門職（プロフェッション）でありうるかという問題
専門職（プロフェッション）といわれるものの条件を図書館員がどこまで備えているかを検討して、

大学図書館職員（司書）制度の変遷と課題

(1) 否定的見解 図書館員は専門職（プロフェッション）ではありえない。

(2) 条件付肯定的見解 現在まだ専門職（プロフェッション）としての条件を備えていないが、将来その条件を備え得るようになれば、図書館員も専門職（プロフェッション）足りうる。

(3) 完全肯定的見解 現在すでに図書館員は専門職（プロフェッション）としての条件を十分に備えている。

に区分される。「今日一般的には生成しつつあるという(2)の見解がとられていると言えよう。」と判断を示している⁷⁰⁾。

2.7.2 図書館員が専門職（プロフェッション）でありうるとするならば

(1) 専門職（プロフェッション）としての図書館員にとって、どのような問題がありうるか？ 条件付肯定的見解：現在まだプロフェッションとしての条件を備えていないが、将来その条件を備え得るようになれば、図書館員もプロフェッションたりうる。という見解をとるならば、プロフェッションとしての不十分な条件をどのようにして克服していくかが、図書館員にとって具体的な問題となる。

(2) 「資料を知る」専門職（プロフェッション）としての図書館員

岩猿は、専門職（プロフェッション）論の立場から、大学図書館員の具体的な問題を中心に岩猿は考えていた。ひとつの職種が専門職（プロフェッション）として成立するための条件として、「その職種独特の標準化された専門的技術があり、その習得には長年月を要するとともに、その技術の基盤として、一つの学問が存在しなければならない」、「図書館員が専門職（プロフェッション）たりうるためには、図書館員の業務の中に、このような条件に適合するものがあるかないかが検討されなければならない⁷¹⁾。」と述べている。

2.7.3 専門職（プロフェッション）への道

岩猿は、司書職がプロフェッションを目指すには、山積している解決すべき問題として、

- (1) 図書館学（司書職の専門性を支える体系的な理論としての図書館学）。
- (2) 図書館学に基づく養成機関の充実。3. 図書館協会（専門職集団）の強化等をあげ、「司書職がプロフェッションであるべきであるならば、問題が困難であるからと言って、前進を怠ることは許されないであろう」⁷²⁾と、図書館人の自覚を促している。

むすび

岩猿は、1963年から1970年までの図書系採用試験（上級、中級）の資料をもとに、図書館職員の専門性を阻害している原因の一つとして、国立大学の図書系採用試験制度と合格者の採用状況について、現場の状況を、

(1) 国立大学の図書系採用試験制度の問題（国立大学の図書系採用試験は、）受験資格としては、年齢以外の制限はない。司書資格の有無は問われない。）司書資格自体が採用資格として認められないということは、図書館員の専門職性とか、図書館員教育という観点からは問題がある。

(2) 試験合格者と大学図書館側とのミスマッチ：試験合格者が、実際に国立大学図書館に任用されるのは、合格者のまた5～6割以下にすぎない。合格者側と採用者側の要求のくい違いが採用率を低くしている。その原因の第1は、現場の図書館側では、合格者の多くが女性であるのにもかかわらず、とくに上級試験合格者は、将来管理的なポジションにつくことが期待されるので、どうしても、男性の合格者を欲しがること。第2は、地方の大学から採用申込みがあっても、合格者の多くが大都会に集中しがちで、応ずる者が少ないこと。地方の国立大学の採用の実例として、このような

大学図書館職員（司書）制度の変遷と課題

理由から、「地方の国立大学では、かなり大規模な大学図書館であっても、人事院による採用試験がはじまってはいらい10年近くたっているのに、1人もこの試験の合格者を採用せず、地元で得やすい一般職初級試験合格の男子を主として採用している大学がある。このような任用方式をとれば、図書系の仕事は一般職でも十分に可能であることを、図書館じたいが認めていることになり、図書系職員を専門職化して行こうとする運動にとっては、大きなブレーキになることは確かである」⁷³⁾。

と述べて、試験合格者と大学図書館側とのミスマッチが図書館職員の専門職化に悪影響を与えていると指摘している。解決策として、岩猿は、一般職公務員採用試験（試験区分図書館学。受験資格に司書資格は問わない。全国試験年1回実施）よりも有資格者の選考採用（司書資格所有者から各大学が選考）を主張しているが、それによって「試験合格者と大学図書館側とのミスマッチ」は解決する問題ではない。図書館への就職希望者（新卒者）は都会志向傾向があるのは、(1) 環境：地方には魅力ある大規模大学図書館が無い或少ない。魅力あるコレクションを所有する図書館が少ない。専門性を生かせる機会が少ない。上へのポストが少ない。大規模な公共図書館が少ないか無い。(2) 待遇問題：大都市と比べ中小都市では調整手当額が劣る、または支給がない等の問題があり、専門性を生かせる環境と収入面で劣る地方は敬遠される。公務員試験採用であっても、選考採用であってもこの問題は解消されない。岩猿が地方国立大学の実態（現状）の情報が不足し、認識不足による判断あやまりである。

（注）

- 1) 「図書館員の専門職制と図書館組織」『私立大学図書館協議会会報』No. 68, 1977.6, p. 15-19, (p. 15)

- 2) 「図書館教育と図書館学教育」 「同志社大学図書館司書課程60周年記念特集号－60年によせて」 『同志社大学 図書館学年報 (38)』, 139-145, 2013. (p. 144)
- 3) 「日本の大学図書館における職員問題」 『第2回日米大学図書館会議報告書：70年代の大学図書館』 大学図書館国際連絡委員会, 1974.3, p. 79-88. (p. 82)
- 4) 前掲 3), p. 82.
- 5) 「戦後の大学図書館における職員の問題－司書職制度確立運動を中心として－」 『大学図書館の管理運営：第2回日米大学図書館会議応募論文集』 大学図書館国際連絡委員会, 1972.7, p. 63-72. (p. 63)
- 6) 前掲 5), p. 63.
- 7) 「戦後の大学図書館における司書職制度問題に関する史的展望」 『大学図書館研究』 No. 11, 1977.10, p. 63-74.
- 8) 前掲 7), p. 70.
- 9) 前掲 7), p. 71.
- 10) 前掲 7), p. 63. 『図書館雑誌』 42巻2号 昭和23年4月～5月 p. 146
- 11) 前掲 7), p. 64.
- 12) 前掲 7), p. 65.
- 13) 『京都大学附属図書館六十年史』 1961.3, 342p. (p. 58)
- 14) 前掲 7), p. 65.
- 15) 前掲 5), p. 65.
- 16) 前掲 5), p. 65.
- 17) 前掲 5), p. 65.
- 18) 「大学図書館の問題点」 (論調) 『図書館界』 Vol. 20, No. 3, 1968.9, p. 77.
- 19) 「『国立大学図書館改善要項』の諸問題〈特集 大学図書館の諸問題〉」 『図書館界』 Vol. 13, No. 6, 1962.3, p. 195-198 (p. 196)
- 20) 前掲 7), p. 66.
- 21) 前掲 5), p. 65-66.
- 22) 前掲 7), p. 67.
- 23) 前掲 7), p. 68.
- 24) 前掲 7), p. 68.
- 25) 前掲 7), p. 68.

大学図書館職員（司書）制度の変遷と課題

- 「国立大学図書館専門職員採用試験について」『図書館雑誌』Vol. 54, No. 4, 1960.4, p. 114-117. (p. 115)
- 26) 前掲 7), p. 69.
- 27) 前掲 7), p. 69.
- 飯野達郎「国立学校図書専門職員の任用等について」『現代の図書館』9巻 2号 1971.6, p. 89.
- 28) 前掲 7), p. 69.
- 29) 前掲 7), p. 69.
- 30) 前掲 7), p. 69.
- 31) 前掲 7), p. 70.
- 32) 前掲 7), p. 70.
- 33) 前掲 7), p. 71.
- 34) 「大学図書館改善総合委員会報告」『図書館雑誌』Vol. 57, No. 8, 1963.8, p. 388.
- 35) 全国国立大学図書館長会議編『大学図書館の業務分析』日本図書館協会 1968.8, 210p. (p. 19-20)
- 36) 「日本の大学図書館に関する諸基準および調査とその問題点」『第1回日米大学図書館会議報告論文集 第1部』第1回日米大学図書館会議組織委員会, 1969.5, p. 40-54. (p. 53)
- 37) 前掲 7), p. 72-73.
- 38) 「大学図書館の管理運営について」(大学図書館のサービス改善(特集)) 『学術月報』Vol. 22, No. 11, 1970.2, p. 9-14. (p. 11).
- 39) 前掲38), p. 11.
- 40) 前掲 7), p. 70.
- 41) 前掲 7), p. 70.
- 42) 前掲38), p. 11.
- 43) 前掲35), p. 18.
- 44) 佐藤慶幸「プロフェッションの組織論的アプローチ」
- 45) 前掲 7), p. 73.
- 46) 図書館員の専門性とはなにか(最終報告) 図書館員の問題調査研究委員会 『図書館雑誌』Vol. 68. No. 3

- 47) 「司書とドキュメンタリスト」(論調)『図書館界』Vol. 17, No. 6, 1966.3, p. 170.
- 48) 「戦前のわが国における図書館員問題の展開 (付) 竹林熊彦先生をしのんで」『芸亭』(天理大学図書館学研究室年報) No. 12, 1972.8, p. 5-21. (p. 17). 竹林熊彦 「多能司書と専門司書と」『図書館雑誌』Vol. 34, No. 7, 1940. p. 659.
- 49) 「学校図書館の現状と課題 (講演)」『図書館研究』(大阪府高等学校図書館研究会) No. 17, 1981.2, p. 67-69. (p. 69)
- 50) 前掲 5), p. 68.
- 51) 前掲 7), p. 73.
- 52) 前掲 1), p. 15.
- 53) 前掲 1), p. 19.
- 54) 前掲 7), p. 73.
- 55) 「大学図書館職員のあり方」『中国四国地区大学図書館協議会会誌』No. 14, 1972.2, 7-11. (p. 7)
- 56) 「大学図書館の職員制度」『図書館学会年報』Vol. 17, No. 2, 1972.2, p. 1-8. (p. 3)
- 57) 前掲56), p. 3.
- 58) 図書館員の問題調査研究委員会 図書館員の専門性とは何か『図書館雑誌』Vol. 64, No. 5, 1970.5, p. 213.
- 59) 前掲56), p. 3.
- 60) 前掲56), p. 4.
- 61) 前掲48), p. 5.
- 62) 前掲56), p. 1-8. 前掲48), p. 5-12. 前掲 1), p. 15-19. 「学校図書館の現状と課題 (講演)」『図書館研究』(大阪府高等学校図書館研究会) No. 17, 1981.2, p. 67-69. を基に作成。
- 63) 前掲 1), p. 18.
- 64) 『図書館情報学辞典』第2版 日本図書館情報学会 2002.8, p. 273. (p. 165)
- 65) 前掲 1), p. 18.
- 66) 前掲 1), p. 18.
- 67) 前掲 7), p. 73.

大学図書館職員（司書）制度の変遷と課題

- 68) 前掲52), p. 17.
- 69) 「プロフェッションとしての大学図書館員の問題」『図書館雑誌』 Vol. 72, No. 10, 1978.10, p. 501-504 p. 502.
- 70) 前掲69), p. 502.
- 71) 前掲69), p. 502.
- 72) 前掲 7), p. 73.
- 73) 「大学図書館員の育成と図書館学教育」 Library and Information Science. No. 11, 1973.12, p. 73-82. (p. 76)

**The History and Problems
of Academic Librarians' Status in Japan;
with Considering Toshio Iwasaru's Papers.**

YAMANAKA Yasuyuki

This paper deals the history of Japanese academic librarians' status before and after the 2nd World War. Library Statute in Japan has regulated public libraries, not academic libraries. Therefore academic librarians have been controlled as general office workers, not as professionals. Iwasaru, who was a top-ranked employee at one of the best university library, had endeavored to enhance the status of academic library workers in this country. The author, who had worked as an academic library worker almost 40 years, will try to describe the changing images around Japanese university librarians. At last, the professionalism of present academic library workers in Japan is not so high, and remains halfway.